

令和 8 年版

暴力団対策資料

暴力団追放 プラスワン
三ない運動 +1 の推進！

暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない
暴力団を利用しない
+ 暴力団と交際しない



上州くん みやまちゃん

群馬県警察本部

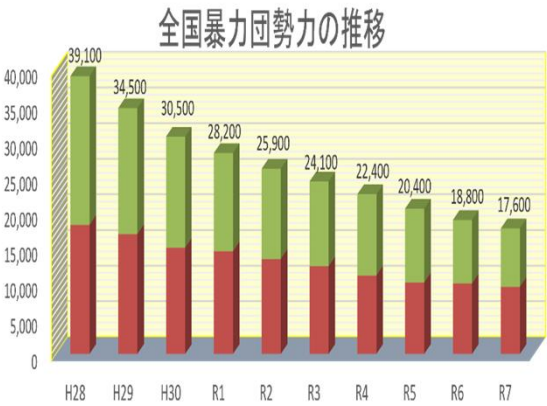
全国暴力追放運動用統一標語
無くそう暴力団
地域のために
未来のために

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針／組織としての対応・外部専門機関との連携・取引を含めた一切の関係遮断・有事における民事と刑事の法的対応・裏取引や資金提供の禁止

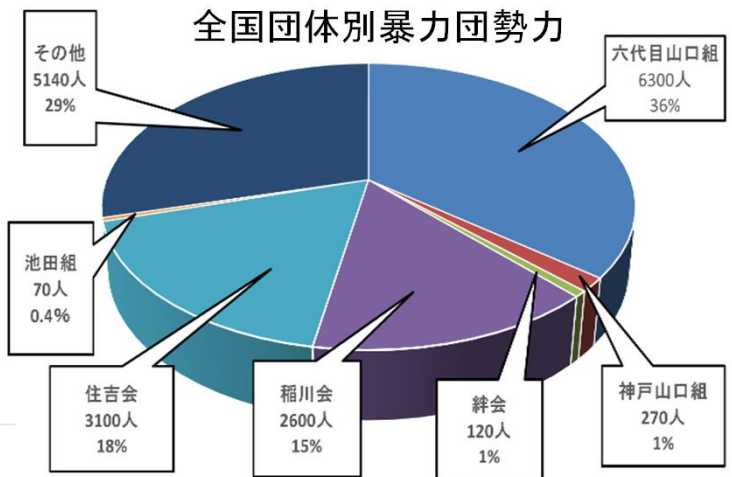
暴力団情勢

1 全国の暴力団構成員等の状況

- 全国の暴力団構成員及び準構成員等の総数は、
令和7年末現在 17,600人（前年比 -1,200人）
であり、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となりました。
- 暴力団の勢力そのものは、全国的に減衰を続けていますが、暴力団の中には、その活動を不透明化させて、世情に応じて資金獲得活動を多様化させるなどして強固な人的・経済的基盤を維持し、依然として暴力団は社会に対する脅威となっています。



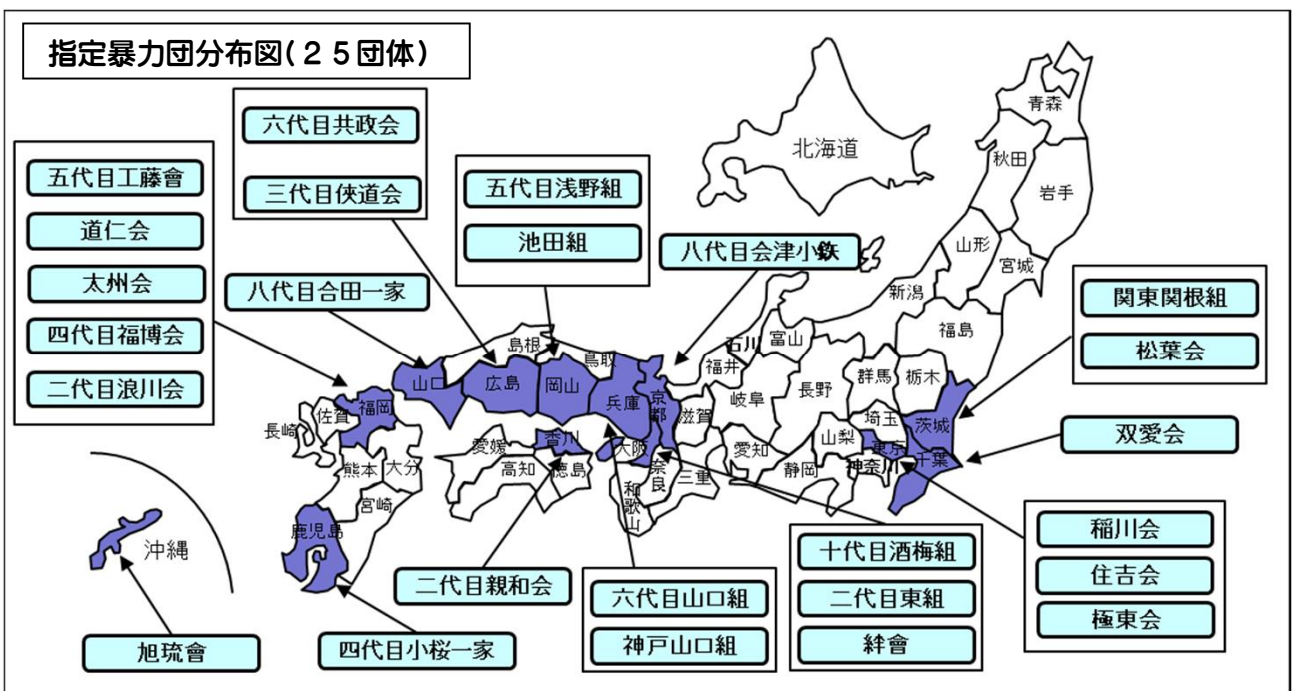
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
合計	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	20,400	18,800	17,600
構成員	18,100	16,800	14,900	14,400	13,300	12,300	11,000	10,000	9,900	9,400
準構成員	20,900	17,700	15,600	13,800	12,700	11,900	11,400	10,400	8,900	8,200



注：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

2 暴力団の指定

- 令和7年末現在、全国では、暴力団対策法の規定に基づき **25団体**が指定暴力団として指定されています。



指定暴力団一覧表(25団体)

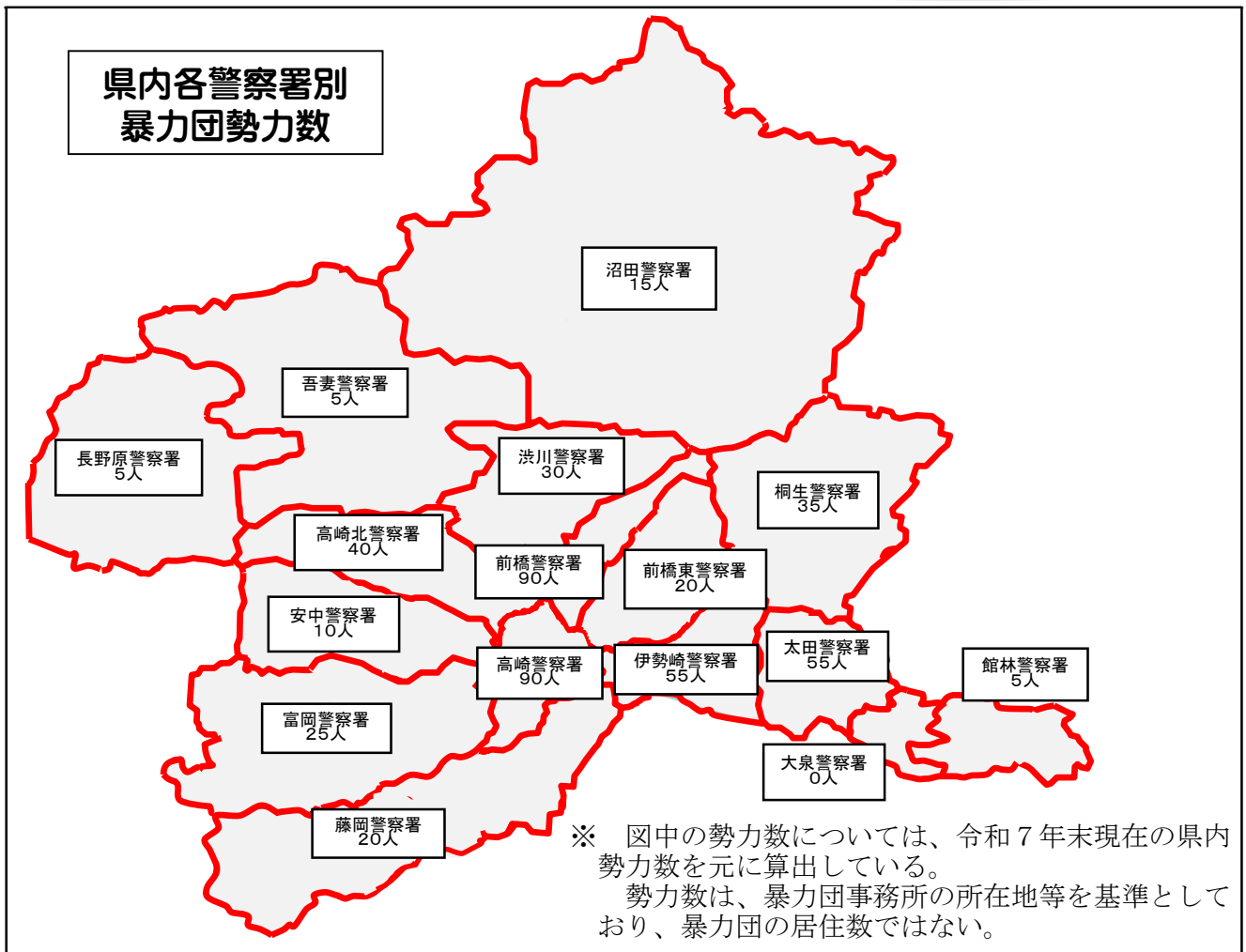
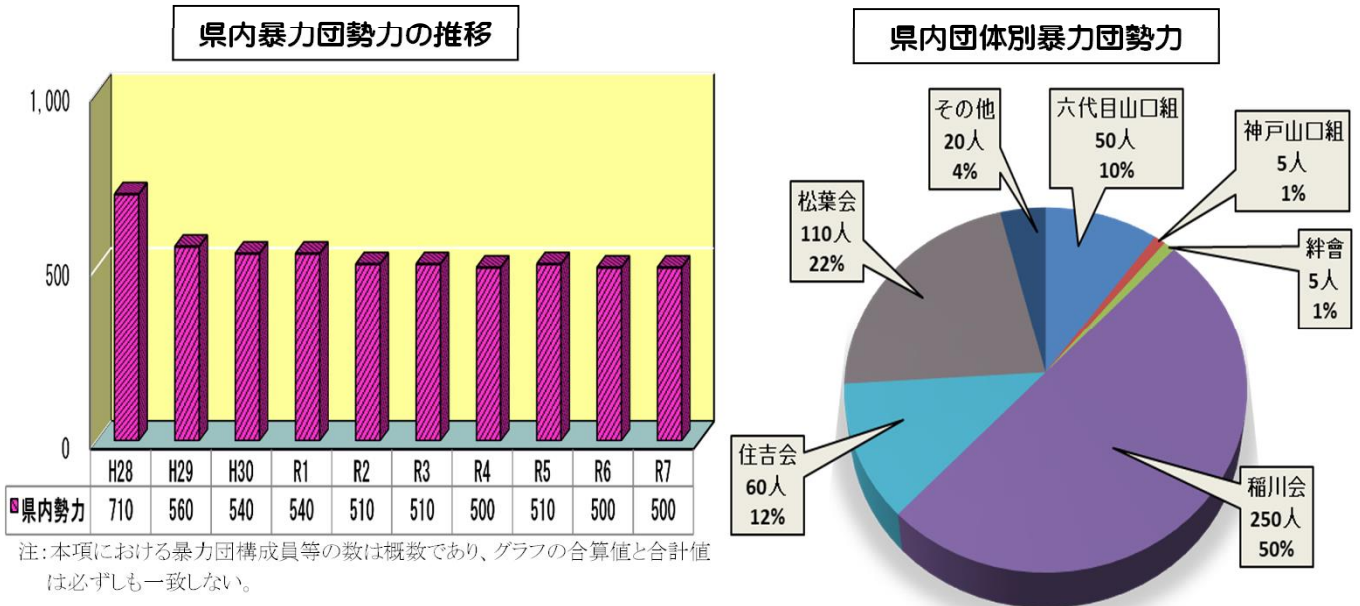
番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県	約3,100人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	内堀 和雄	1都1道15県	約1,600人
3	住吉会	東京都港区芝浦1-10-8	小川 修	1都1道14県	約2,100人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約190人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	糸数 真	1県	約200人
6	八代目会津小鉄	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	高山 義友希	1道2府1県	約40人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約140人
8	八代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	朴 鐘 吉	2県	約30人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県	約30人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約40人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	福田 憲一	4県	約300人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約70人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約50人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約60人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正 秀	1府	約10人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県	約290人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府	約50人
19	松葉会	茨城県鹿嶋市宮中4-2-10	伊藤 義克	1都7県	約260人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國 泰	2県	約60人
21	二代目浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	梅木 一馬	1都5県	約130人
22	神戸山口組	兵庫県加古郡稲美町中村字池之跡1379-10	井上 邦雄	1都1府6県	約110人
23	絆會	大阪府寝屋川市香里北之町12-18	金 禎 紀	1道1府9県	約50人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県	約80人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝 志	1道3県	約30人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、令和8年3月12日現在のものを示している。また、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和7年末現在のものを示している。

注2：令和7年末における全暴力団構成員数(約9,400人)に占める指定暴力団構成員数(約9,000人)の比率は95.7%である。

3 県内の暴力団構成員等の状況

- 群馬県内の暴力団は、令和7年末現在500人（前年比±0人）となっています。
- 県内の主要団体構成員の内訳は、稲川会と松葉会で全体の約7割を占め、これに六代目山口組、神戸山口組、絆會、住吉会を加えた主要6団体で全体の約9割を占めています。



4 暴力団の特徴

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」のことを言います。

(1) 凶悪化

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるために手段を選ばない凶悪性がみられます。

(2) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤等の違法薬物の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、詐欺や窃盗等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。特に、近年暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源としている実態がうかがえます。

また、暴力団員が関与する関係企業等を利用し、暴力団に関係することを隠蔽しながら、一般の経済取引を装った違法な貸金業や労働派遣事業等の資金獲得犯罪を行っています。

(3) 寡占化

主要団体等（六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会、絆會、池田組）の組織勢力の寡占化が続いています。

令和7年末のこれら主要団体等の暴力団構成員等の総数は1万2,500人で、暴力団全体の約71%を占めています。

○ 企業対象暴力

企業におけるコンプライアンスが重視され、企業活動そのものに廉潔性、透明性が求められている昨今、暴力団等を利用したり、これに資金提供することは厳しい社会的批判を受けることとなります。

また、企業として暴力団等への対応を誤ると、経営陣や担当者の責任問題はもとより、株主から賠償請求を受けるなど、企業の信用が失墜します。

今後、企業が暴力団等と知らずに関係を持ち、経済取引等により資金を提供する可能性があることを踏まえれば、暴力団等との関係遮断について規則や体制を整備するとともに、取引活動から暴力団等を排除する仕組みを構築することが企業のリスク管理の観点からも極めて重要となります。

○ 行政対象暴力

暴力団等（暴力団、暴力団員、準構成員、総会屋及び社会運動標ぼうゴロをいう。）又は右翼が、不正な利益を得る目的で、国や地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為を「行政対象暴力」と呼んでいます。

その形態には、行政機関の持つ権限の行使を要求する「権限行使要求型」と、名目の如何を問わず、行政機関又はその職員に金品を要求する「金品要求型」があります。

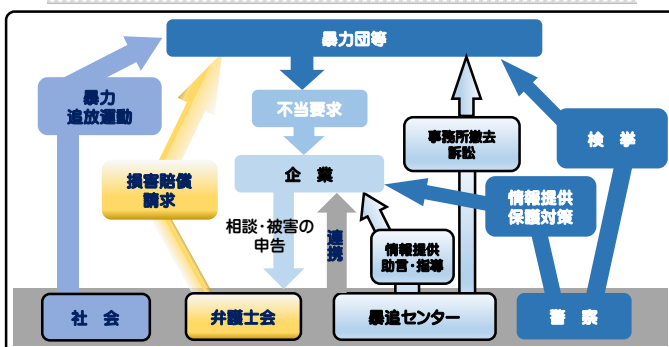
権限行使要求型

行政機関の有する許認可、指導監督、公金支給等を自己又は第三者の有利となるように行わせることを要求するもの

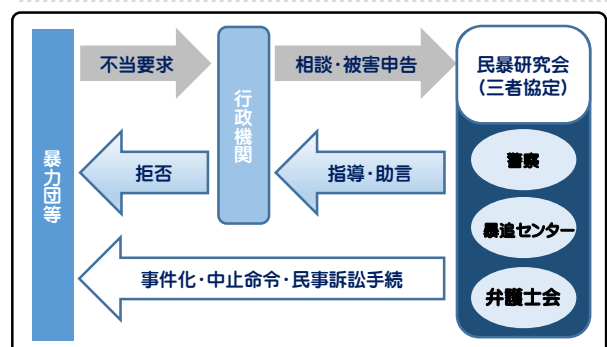
金品要求型

機関誌（紙）の購読、図書、物品等の購入など、名目の如何を問わず、行政機関又はその職員に金品の要求をするもの

企業が暴力団等と関係遮断するための支援



行政機関と関係機関との連携



5 匿名・流動型犯罪グループの特徴

近年、暴力団の勢力が弱まる一方で、元暴力団員や元暴走族らを中心とした「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安の脅威となっています。

○ 組織構造

従来の暴力団が「組長」を頂点とした固定的な階層組織であるのに対し、このグループはSNSや求人サイトを通じてメンバーが緩やかに結びつき、役割を細分化しています。

○ 匿名性と使い捨て

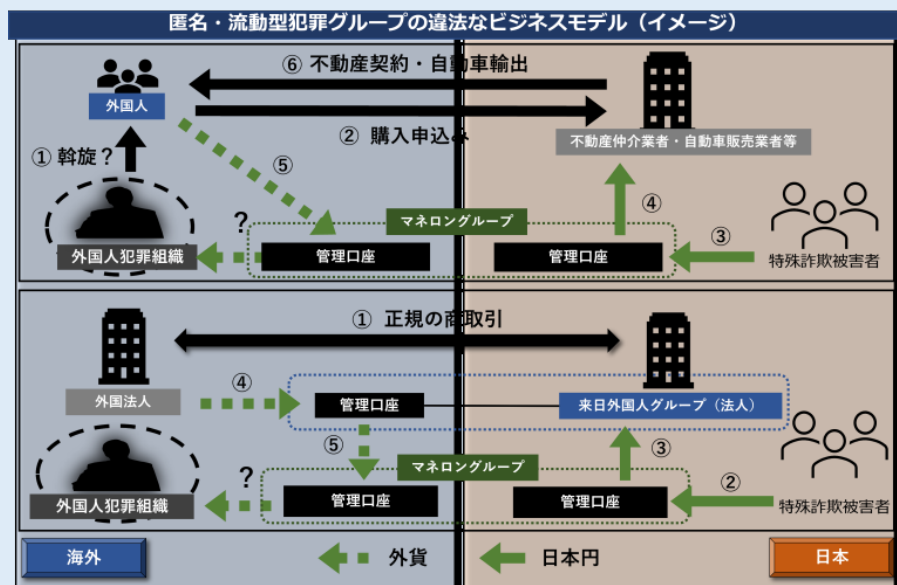
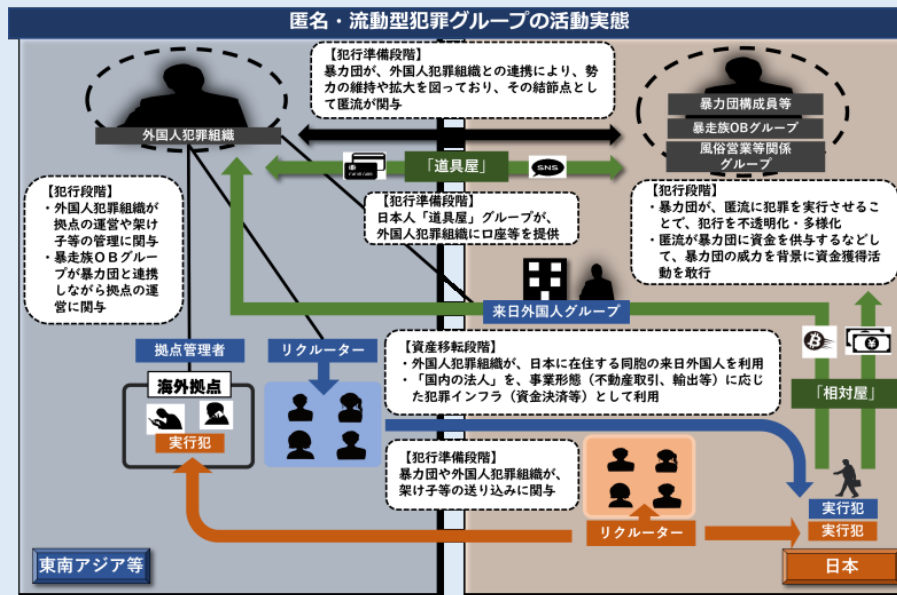
中枢部分は匿名化されており、末端の実行犯を「使い捨て」にしながらメンバーを入替え、多様な資金獲得活動を行っています。

○ 構成メンバー

中核には暴力団関係者、暴走族OB、風俗営業関係者、外国人犯罪組織などが確認されており、状況に応じて柔軟に連携相手を変えています。

○ 犯罪の手法

「闇バイト」による実行犯の募集、他人名義の口座を調達する「道具屋」、暗号資産を不正取引する「相対屋」などの犯罪ツールを悪用し、巧妙に多額の収益を得ています。



6 暴力団犯罪の取締り

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれます。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者と結託するなどして、その実態を隠ぺいしながら、一般の経済取引を装った違法な貸金業や労働者派遣事業等の資金獲得犯罪を行っています。

警察では、巧妙化・不透明化をする暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進しています。

(1) 暴力団勢力の検挙状況

	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令7年
全国	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	8,249	7,335
群馬県	438	400	364	350	351	293	236	233	230	262

(2) 組織別検挙人員(群馬県)

	稲川会	住吉会	松葉会	六代目山口組	その他	合計
令和7年中	126	75	26	22	13	262
前年比	+8	+33	-12	-2	+5	+32

(3) 罪種別検挙人員(群馬県)

	傷害	窃盗	覚醒剤	詐欺	暴行	その他	合計
令和7年中	64	38	32	25	13	90	262
前年比	+30	-9	-11	-2	±0	+24	+32

令和7年中の県内検挙事例

【殺人未遂事件】

○ 稲川会傘下組員(当時21歳)は、自身が後ろ盾をする半グレの男性等と共謀し、被害男性との偶発的なトラブルをきっかけに、殺意をもって、所持していた金属製バット様のものや特殊警棒様のもの、被害男性の全身を複数回殴打する暴行を加えて殺害をしようとしたが、被害男性に傷害を負わせたにとどまり、殺害に至らなかったもの。

【恐喝事件】

○ 稲川会傘下組員(当時21歳)は、交友関係にあった10代の被害男性に対して、SNSの通話機能を用いて「金を持って来るか、ケツを取るか、どっちか選べ」と語気鋭く申し向けて金員を要求し、要求に応じなければ、同人の身体等にいかなる危害を加えるかも知れない氣勢を示して同人を怖がらせ、被害男性から現金2万円の交付を受けてこれを脅し取ったもの。

7 暴力団に対する中止命令・再発防止命令等の発出状況

暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う不当な行為(暴力的要求行為)が禁止されています(次ページ参照)。

公安委員会は、暴力団対策法に違反した指定暴力団員等に対して、中止命令や再発防止命令等の行政命令を発出しています。

中止命令及び再発防止命令等の件数(過去10年)

	平28年	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令7年
全国	1,337 (41)	1,369 (48)	1,267 (67)	1,112 (61)	1,134 (72)	866 (51)	877 (32)	964 (30)	1,197 (79)	754 (89)
群馬県	18 (5)	15 (2)	12 (3)	17 (3)	18 (4)	15 (1)	9 (1)	15 (0)	6 (0)	10 (2)

※ ()は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出数を外数として計上

令和7年中の中止命令事例

○ 稲川会傘下幹部組員(当時30歳)及び稲川会傘下組員(当時30歳)が、自己の組織の縄張り内で営業している飲食店経営者に対して、「他の店にはお金を払ってもらっている。付き合いを持つのが普通だ。」等と語気鋭く申し向けて暴力団の威力を示し、みかじめ料として現金を要求したため、恐喝未遂事件として検挙し、中止命令についても発出した。

さらに不当要求を繰り返したため、類似行為を行わないように再発防止命令を発出した。

暴力団対策法 (第9条) で禁止されている 27 の行為

1 口止め料を要求する行為

それ止ちよつ... 口止め料を払ってもらうのうか?

2 寄付金や賛助金等を要求する行為

寄付金を頼むよ! 寄付金? 何ですか?

3 下請参入等を要求する行為

あなたの頼んだ覚えはないのか? 資料を持って来て

4 みかじめ料を要求する行為

えっ? あいさつ料ですか? たれに取って返出するんか? 高いやつね! 思さんか!

5 用心棒料等を要求する行為

えーっ! そんな!! パーティ用に新しい洋服... それと用心棒料ももらおうか?

6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

利息は100万円だ! えっ、そんなに!

7 不当な方法で債権を取り立てる行為

早く金返さんかコラ! この金返なつてくれ? いえ、できません

8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

ヤクザから借金を返さなつて欲しいのか? なんとかがお支払いを...

9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

無理ですよ! だまって貸付けしろ!

10 不当な金融商品取引を要求する行為

信用取引頼むよ、できません!

11 不当な株式の買取り等を要求する行為

この株券、買いとつてくれよ! いや、それは...

12 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

この金預なつてくれ? いえ、できません

13 不当な地上げをする行為

ガンガン! 早く出ていけ!

14 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

えっ、いつの間に? ○○社に明渡し料を請求するの? 明渡し料を請求しなつて!

15 宅建業者に対し不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

それはできません! このビルと交換してくれ!

16 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

それは... このマンション売ってくれよ!

17 建設業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為

ここに事務所を建ててくれよ! そんな要求はできません!

18 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

それは無理ですよ! 集会所貸して! 貸所

19 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

承継交渉は任せろ! ふうしく頼むか?

20 因縁を付けて金品等を要求する行為

あなたに因縁をつけて金品を要求するの? そんなまじか?

21 許認可等を要求する行為

この件認可してくれよ! それは該当しないので...

22 許認可等をしないことを要求する行為

あの件認可するな! 許認可をしないことを要求するの? 責任が重すぎるのよ!

23 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

うちにも入札させろよ! それは... と

24 公共事務事業の入札に参加させないこと等を要求する行為

○△社を入札に参加させるな! そんな要求は...

25 人に対し公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為

そんな回りませよ... ○○の入札には参加するな!

26 公共事務事業の契約の相手方にする等を要求する行為

この仕事を契約するな! そんな契約は...

27 公共事務事業の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

契約会社に指導しろよ! ○○○ 〇〇〇 〇〇〇 〇断りします

8 群馬県暴力団排除条例の適用状況

公安委員会は、暴力団排除条例に基づく義務違反者に対する措置として、調査及び立入り、勧告、事実の公表、命令をすることができます。

このほか、本条例の禁止行為に関する罰則も設けられています。

※条例の概要は、P 9 を参照。

勧告事例

- 群馬県内の建設会社は、相手が暴力団員であることを知りながら、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団組織幹部に対して労働者派遣を依頼し、その対償として現金の支払いを受けた暴力団員、現金を支払った建設工事会社に対して、それぞれに勧告を実施したものの(令和6年)。

9 暴力団事務所の撤去活動

警察では、群馬県暴力追放運動推進センター、群馬弁護士会等と連携し暴力団事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っています。

暴力団事務所撤去事例

- 警察、群馬県暴力追放運動推進センター、群馬弁護士会の三者で開催した「民事介入暴力1日無料相談所」で受理した相談を端緒に、稲川会傘下組織の暴力団事務所になってしまった建物の所有者が、前記三者と連携して、同組織組長に対し、平成31年1月、建物明渡等を求める訴訟を提起したところ、令和元年7月、同組長が解決金を支払ったことで和解が成立し、同年8月、建物の明渡しが完了し、暴力団事務所が撤去されたもの。(令和元年、富岡)

10 地域住民等による暴力団排除活動

暴力団を壊滅するためには、警察の取締りなどにあわせて、県民一人一人が暴力団排除の意識を盛り上げて暴力団と対決することが必要です。

警察では、全国各地の地域や職域の暴排組織の拡充・強化を図るとともに、地域住民や関係機関、団体と一体となった暴力団排除活動を推進しています。



「みかじめ料等縁切り同盟」

平成22年以降、高知県に続いて縁切り同盟結成の動きが全国に広がり、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長崎県、宮崎県等で、それぞれ地域・職域の縁切り同盟が結成されています。

○ 群馬県内の縁切り同盟

- | | |
|------------|--------------------|
| 平成25年 4月設立 | 「草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟」 |
| 平成25年12月設立 | 「中之条町みかじめ料等縁切り同盟」 |
| 令和 2年 1月設立 | 「みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟」 |

11 暴力団排除活動に対する支援

○ 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が強まっています。

警察では、こうした要請に応えるため、暴力団排除等の公益目的達成のために暴力団情報が必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければその目的を達成することが困難な場合において、情報提供の正当性、必要性を検討し、情報の正確性を確保した上で、暴力団情報を提供しています。

○ 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員(略称「PO」(Protection Officer))をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいます。

群馬県暴力団排除条例の概要

(平成22年10月28日公布・平成23年4月1日施行) (令和4年12月23日改正条例公布・令和5年4月1日施行)

○ 条例制定の目的

暴力団は、暴力による威力を背景とした資金獲得活動等により、県民等に多大な脅威を与え、公平な経済活動に支障を及ぼすなど、社会に著しい悪影響をもたらしており、その暴力団を一掃するためには、警察のみならず、県民等が一体となった暴排活動を推進することが必要であるため、県民総ぐるみの活動の具体的かつ明確な方法を規定した。

○ 条例のポイント

▼ 事業者の責務（6条）

事業活動での暴力団との一切の関係遮断、積極的な相談等

▼ 暴力団事務所の開設等の禁止（15条）

学校・都市公園等の周辺、及び住居地域等における暴力団事務所の開設・運営の禁止

⇒罰則（26条）

⇒住居地域等に開設した疑いのある場合、行政措置（22条）

… 拒否した場合（28条）

⇒住居地域等に開設した場合、行政処分（24条の2）

… 従わない場合（26条）

▼ 金品等の供与の禁止（17条）

事業者が、暴力団の活動助長等になる情を知って、暴力団員等に金品等を供与すること又はその申込み、約束をすることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（23条、24条）

▼ 金品等の供与を受けること等の禁止（18条）

暴力団員等が、事業者から金品等の供与を受けることやその要求、約束をすることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（23条、24条）

▼ 自己又は他人の名義を利用させることの禁止（18条の2）

暴力団員である事実を隠ぺいする目的があることを知って、自己又は他人の名義を暴力団に利用させることの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼ 他人の名義を利用することの禁止（18条の3）

自らが暴力団員である事実を隠ぺいする目的で、他人の名義を利用することの禁止

⇒違反した場合、行政措置（22条、23条、24条）

▼ 暴力団排除特別強化地域の設定（18条の4）

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市の一部を特別強化地域に設定

▼ 特定営業者の禁止行為（18条の5）

特別強化地域において営業する特定営業者が、暴力団員等から用心棒の役務を受けること等の禁止

⇒罰則（26条）



▼ **暴力団員の禁止行為（18条の6）**

暴力団員が、特別強化地域で営業する特定営業者に対し用心棒行為の役務を提供すること等の禁止
⇒罰則（26条）

▼ **施設利用契約の禁止（20条）**

旅館、ホテル、ゴルフ場等特定事業者が、暴力団活動の助長等となることを知って、施設利用契約をすることの禁止
⇒違反した場合、行政措置（23条、24条）

▼ **不動産譲渡契約の禁止等（21条）**

暴力団事務所に使用されることの事情を知って、不動産の譲渡、貸付け契約、契約の媒介、代理をすることの禁止
⇒違反した場合、行政措置（23条、24条）

▼ **義務違反者に対する行政措置**

- ・ 22条 ～ 公安委員会による調査及び立入り、説明又は資料の提出の求め
- ・ 23条 ～ 勧告（暴力団排除に支障を及ぼし又は及ぼす恐れ）
- ・ 24条 ～ 事実の公表（氏名、住所〈法人名、代表者氏名、所在地〉公表の原因となる事実）
- ・ 24条の2 ～ 暴力団員に対する中止命令

▼ **罰則**

- ・ 26条 ～ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 27条 ～ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 28条 ～ 20万円以下の罰金
- ・ 29条 ～ 行為者及び法人に対する両罰規定



詳しくは、
群馬県警察の
ホームページ
をご覧ください。

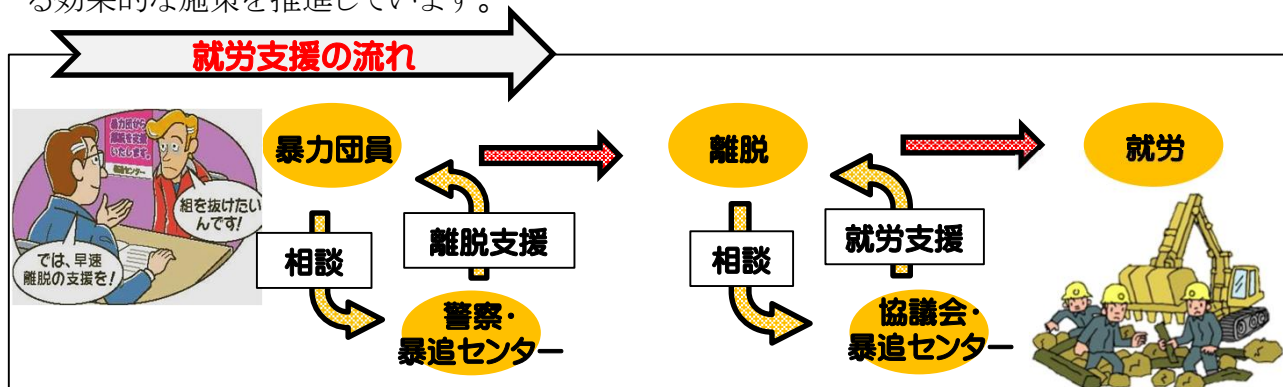


このQRコードを
読み取って下さい。

12 暴力団員の社会復帰対策の推進 ～暴力団組織の人的基盤剥奪～

暴力団を壊滅させるためには、構成員を一人でも多く組織から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要です。

群馬県警察では、令和5年に策定された「第2次群馬県再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、構成員に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進しています。



群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会

平成5年に設立した「**群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会**」では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就業支援活動を行っており、現在離脱者の受入先として33の企業に協力いただいております。設立から令和7年末までに20人の離脱者を支援して就業に結びつけています。

企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念をもつこともあるかと思いますが、警察や暴追センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就業を希望する離脱者に対しては事前説明を行い、真摯な就業希望者であるかを厳格に確認したうえで、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就業への一層の自覚を促しています。

つきましては、暴力団離脱者の就業支援に協賛いただける企業様におかれましては群馬県警察又は群馬県暴力追放運動推進センターにご連絡くださいますようお願い致します。

暴力団離脱者の口座開設支援

- 支援対象者(警察において、以下の項目を確認して支援の可否を判断する。)
- ① 暴力団から離脱していること
- ② 警察又は都道府県暴力追放運動推進センターの支援により協賛企業に就業していること
- ③ 離脱者及び協賛企業が警察等の行う取組に同意していること
- ④ 支援が妥当でない事情がないこと

暴力団から離脱した者が、就業先から給与を受け取るための預貯金口座の開設を申し込んだ場合において、過去に暴力団員であったことを理由として排除されることがないように、令和4年2月より、暴力団離脱者の預貯金口座の開設に向けた支援策が策定されました。

口座開設支援の事例

群馬県内の企業に就業した元暴力団員の男性が、群馬県暴力追放運動推進センターを訪れ「就業したものの、希望する銀行で給与口座が開設できない」等と相談した。同男性は、就業を継続し社会復帰しようとする強い意志があり、暴力団に戻る可能性は低いと判断し、口座開設支援を行うこととした。開設を希望する金融機関に対して支援状況等の説明を行ったところ、男性の就業先が取引企業であったこと等もあり、男性の希望どおり、給与口座の開設に至った。(令和6年)

○ 暴力団離脱者を雇用する企業に対する優遇措置

群馬県が発注する建設工事の請負を希望する企業は、全国統一の基準である経営事項審査結果による「客観数値」と、県優良工事表彰を受けた件数等、地域の実情を踏まえ県独自で定める「主観数値」との合計により算出した「総合数値」により級別に格付けされておりますが、令和6・7年度に引き続き、

令和8・9年度の群馬県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目「自立更生支援活動」

の対象に、

- ① 暴力団離脱者社会復帰対策協議会への受入企業登録【5点】
- ② 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者雇用【5点】

が追加されています。

建設工事の請負を希望する企業で、

暴力団員の社会復帰に興味があり、就労支援に協賛したい
優遇措置について具体的な申請方法等を知りたい

場合は、本冊子裏表紙に記載の群馬県警察又は群馬県暴力追放運動推進センターまで気軽にお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習

不当要求防止責任者講習とは？

不当要求防止責任者講習は、暴力団等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を不当要求から守るためのものです。
是非、積極的に受講してください。

受講 手続

- ① 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可能）
- ② 公安委員会宛の選任届を事業所を管轄する警察署の刑事課（刑事生活安全課・刑事第二課）へ提出
- ③ 後日、群馬県暴力追放運動推進センターから発出される講習開催の往復案内葉書により受講申込

講習 種別

- ・ 選任時講習～責任者に選任された時の講習
- ・ 定期講習～選任時講習受講後、3年毎に受講する講習

講習 内容

暴力団情勢、暴力団対策法、暴力団排除条例の解説
暴力団等からの不当要求に対する具体的対応要領
DVD視聴、資料提供
受講修了書交付

受講者に交付される公安委員会の
修了書、ステッカー、教本



※ 事業所単位で一括して講習を開催したい場合は、群馬県暴力追放運動推進センターへ事前相談してください。

不当要求防止責任者選任届のオンライン申請のご案内

令和7年12月から「警察行政手続オンライン化システム」の運用が開始され、不当要求防止責任者選任届出のオンライン申請が出来るようになりました。

オンライン申請をご希望の方は、デジタル庁運営のe-Gov電子申請から進み、「責任者の選任の届出」を検索した上、手順に従って申請を行ってください。

※これまでどおり、県内各警察署への持込みによる届出も可能です。

アクセスは

こちら



図書等購読要求対応マニュアル

1 基本原則

機関誌（紙）・図書の購読するしないは、各企業・行政機関の自由意思に任されています。

民法上の「契約自由の原則」により必要とするものか否かを判断し、その判断に基づき、相手方に明確に意思表示することが大切です。

2 対応要領

電話による要求を断る場合

- ◎ 電話による要求に対しては「必要ありません」と明確に拒否すること。
「同業他社の多くが協賛している」、「こちらの主義・主張に反対するのか」、「今回1回限りで結構だ」などと強引に要求されても、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事をしないで、「きっぱり拒否」しましょう。この場合、断る理由を告げる必要はありません。

送りつけられてきた図書等を返送する場合

- ◎ 開封前の返送
メモ紙に「受取拒否」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物等の宛名面に貼付し、郵便局等を通じて返送します。
- ◎ 開封後の返送（開封前の宅配便も同じ）
購読拒否の意志を相手方に明確に伝える文書を同封の上、「配達証明郵便」「簡易書留」「宅配便」により送付します。なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておきましょう。

えせ右翼団体等の街宣行為等対応マニュアル

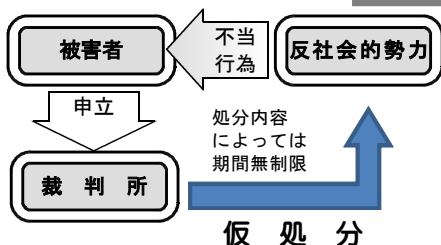
1 具体的対応要領

えせ右翼、えせ同和行為者等の社会運動標ぼうゴロは企業や行政機関に対する不当要求に応じさせるための手段として、街宣車等を使用した街宣活動を活発に行っています。

このような街宣行為については、裁判所に「仮処分」の申立てをすることで対抗することができます。

2 仮処分

仮処分とは



- 街頭宣伝車を写真・ビデオ等により撮影し、ナンバー・団体名を記録
- 演説や軍歌・誹謗等を録音し、録音の日時・場所を必ず記録
- ※ 各機材による記録だけに頼らず、必ずメモ等により文書化を！

裁判の結果を待っていたのでは、被害の回復が遅延又は著しく困難になるため、現状変更を禁じたり、争いのある権利関係につき仮の地位を定めるなどして、権利を保護するための制度です。裁判所に「仮処分」の申立てをすることにより、相手方の行為によって生じる危険や困惑から救済されます。

仮処分は、裁判の一種ですから、被害者の申立てによって開始されます。通常は、弁護士を訴訟代理人として申立書を裁判所に提出することになります。

○ 仮処分の種類

- * 面談強要禁止、架電禁止の仮処分 ～ 執拗な面会要求や架電に対して
- * 立入禁止、妨害行為禁止の仮処分 ～ 嫌がらせのための訪問や工事現場での妨害行為に対して
- * 街宣活動禁止、文書配布禁止の仮処分 ～ 執拗な街宣活動に対して
- * 占有移転禁止、使用禁止の仮処分 ～ 組事務所明渡しなどに対して

暴力団等に対する基本的対応要領

大原則(対応の基本)

組織的な対応

暴力団等から不当要求を受けた場合、担当者が個人的に対応したり、担当者だけに責任を押し付けることは絶対にやってはいけません。

不当要求に対しては、対応の方針をあらかじめ検討し、組織として一丸となって対応することが何よりも大切です。

平素の準備

1

トップの危機管理

★トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。

★担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2

体制作り

★あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。

★対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。

★対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。



3

暴力団排除条項の導入

★暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、
○暴力団等反社会的勢力とは取引しないこと
○取引開始後反社会的勢力と判明した場合、解約すること

などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。



4

警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との連携

★警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。



対応の基本的な心構え 3か条

1 恐れず、侮らず、毅然と対応

- 毅然とした対応をすることが最も重要
- 資金獲得が目的であり、危害を加えることが目的ではない。
- 暴力団員は基本的に粗暴であることを忘れない。

2 信念と気迫をもって

- 暴力団員は、強い者には弱く、弱い者には限りなく強い。
- 理不尽な要求には屈しないという強い信念と気迫をもって折衝に当たる。

3 冷静な対応

- 挑発に乗るな！ ～ こちらの失言をねらっている。
- 挑発するな！ ～ メンツを潰されたらトラブルの元になる。



暴力団が恐れているもの、それは、あなたの暴力団を恐れない「**勇氣**」なのです。

有事の対応(不当要求対応要領)

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 対応場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所を選ぶ。暴力団等の指定する場所や、組事務所には絶対に出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。



4 対応の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で対応し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げて警察へ連絡する。



6 言動に注意する

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が対応すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喚びかかれます。



9 即答や約束はしない

暴力団員の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。

暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。

相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。



匿名通報ダイヤルの運用

犯罪組織に関する情報を警察へ通報する手段としては、110番通報や警察総合相談電話等が存在しますが、これらは、警察に対する直接の通報であることから、通報者の身元が特定され、事情聴取等の形で刑事手続に関わることとなる可能性があることを理由に、通報を躊躇うことができるかと推察されます。

特に、組織犯罪については、組織からの報復や嫌がらせを恐れ、警察への通報に踏み切れないケースが少なくありません。

警察では、このような事情を踏まえ、匿名で寄せられた通報を受け付け、有効な通報を行った者に対し情報料を支払う匿名通報制度（匿名通報ダイヤル）を活用し、匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織の実態解明や取締りに役立てています。

オンライン受付



匿名通報フォームは
こちらから

特殊詐欺 **犯罪組織**

人身取引 **拳銃** **薬物**

有力情報には最大10万円
犯罪組織の壊滅に繋がる情報には
最大100万円を支給!

匿名通報

見逃すな犯罪!!
求む情報!!

偽装結婚 **オンラインカジノ**

児童買春 **児童虐待**

電話・ウェブサイトから匿名で情報提供できます。情報は警察に通報し、捜査等に役立てます。

オンライン受付 URL www.tokumei24.jp 右記二次元コードでウェブサイト
匿名通報ダイヤルにアクセスできます

●匿名通報ダイヤル とくがうほう やってサンキュー 電話受付 (通話料無料)
フリーコール **0120-924-839** 月～金 10:00～17:00

※利用料: 匿名通報ダイヤルへの
通話料として取り扱われます。

! 緊急の場合は110番して下さい!

※利用料: 匿名通報ダイヤルへの
通話料として取り扱われます。

※本ダイヤルは、匿名通報ダイヤルに限り、24時間受付しております。また、匿名通報ダイヤルには、通話料がかかります。

《メモ》

暴力団関係相談窓口一覧表

暴力団問題で困っている方の窓口は

- ◆群馬県警察本部「組織犯罪対策第二課」 027-243-0110 (代)
- ◆群馬県警察本部「警察安全相談室」 027-224-8080
- ◆足抜けコール（暴力団離脱相談電話） 027-223-9386
- ◆公益財団法人
群馬県暴力追放運動推進センター 027-254-1100
- ◆群馬弁護士会 027-233-4804

※ 県内各警察署の刑事課・刑事生活安全課・刑事第二課でも常時相談を受けております。

各警察署の電話番号

前橋警察署 027-252-0110	前橋東警察署 027-225-0110	高崎警察署 027-328-0110	高崎北警察署 027-371-0110
藤岡警察署 0274-22-0110	富岡警察署 0274-62-0110	安中警察署 027-381-0110	伊勢崎警察署 0270-26-0110
太田警察署 0276-33-0110	大泉警察署 0276-62-0110	館林警察署 0276-75-0110	桐生警察署 0277-43-0110
渋川警察署 0279-23-0110	沼田警察署 0278-22-0110	吾妻警察署 0279-68-0110	長野原警察署 0279-82-0110